

佐倉市コミュニティバス広告掲出要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地域経済の活性化と運行財源の確保のため、佐倉市コミュニティバスの運行車両における民間企業等の広告の掲出（以下「広告掲出」という。）に関し、佐倉市広告掲載要綱（平成19年11月12日決裁19佐政第262号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出箇所)

第2条 募集する広告媒体は、内郷ルート、志津北側ルート、畔田・下志津ルートの常用車内（以下「車内」という。）であって、別表第1に掲げる箇所とする。

(広告の公募)

第3条 広告の掲出者（以下「掲出者」という。）の公募は、市広報紙及びホームページその他の方法で行うものとする。

(掲出期間)

第4条 広告掲出の期間は、1月を単位として、最大6か月とする。

2 車内広告の掲出期間の終期は、車内広告の掲出を開始した日の属する年度の末日を超えることはできない。

(広告掲出の申込み)

第5条 広告掲出の申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、佐倉市コミュニティバス広告掲出申込書（別記様式第1号）に、掲出しようとする広告案を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、広告掲出を希望する期間の初日（以下「期間初日」という。）の属する月の前々月の初日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）から期間初日の2週間前までに申し込まなければならない。

(広告掲出の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、要綱第3条及び佐倉市広告掲載基準（平成19年11月7日決裁19佐政第264号）の規定に基づいて広告掲出の可否を決定し、その結果を佐倉市コミュニティバス広告掲出可否決定通知書（別記様式第2号。以下「通知書」という。）により、申込者に通知するものとする。

2 前項の規定により、広告掲出決定件数が公募件数を超えるときは、次に定める順位により掲出広告を決定するものとする。この場合において決定しないときは、抽選により決定するものとする。

(1) 第1順位 市内に事業所等を有する者

(2) 第2順位 掲出期間が長いもの

(広告掲出料)

第7条 広告を掲出することが決定した者（以下「掲出者」という。）は、通知書に従い、広告掲出料を指定した期日までに一括して納入しなければならない。

2 広告掲出料は、別表第2に掲げるものとする。

3 広告を月の途中から掲出する場合には、1月に満たない期間の広告掲出料は、1月の掲出料の額とする。

(無償広告)

第8条 次に掲げる広告掲出は、無償とする。

(1) 国、地方公共団体その他公共的団体が提供するもの。

(2) 自治会、商店会等が開催するイベント又は地域コミュニティ情報に関するもの。

2 掲出する箇所、期間等は、市が指示するものとする。

(広告の作成及び掲出方法)

第9条 掲出者は、掲出する広告を、通知書の記載に従って提出しなければならない。

2 車内に掲出する広告は、掲出者の責任において作成し、その費用は全て掲出者が負担するものとする。

3 車内への掲出は、市が運行事業者に依頼して行うものとする。掲出期間後の撤去も同様とする。

(広告物の修復)

第10条 天災その他の不可抗力による場合を除き、掲出期間中に市又は運行事業者の責において掲出した広告が毀損し、又は破損したときは、市又は運行事業者が経費を負担して修復を行うものとする。

(掲出者の責任)

第11条 掲出者は、掲出する広告の内容に関する一切の責任を負わなければならない。

(禁止行為)

第12条 掲出者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 広告掲出業務の運営及び維持を妨げる行為

(2) 佐倉市コミュニティバスの運行を妨げる行為

(3) その他市長が掲出者として不適切と認める行為

2 掲出者は、広告掲出に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲出の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲出料が納付されないとき。
- (2) 掲出者の責に帰する不祥事等により社会的に非難されるべき問題を起こしたとき。
- (3) 掲出者が前条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、佐倉市コミュニティバスへの広告掲出が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲出の決定を取り消したときは、佐倉市コミュニティバス広告掲出取消通知書（別記様式第3号）により掲出者に通知するものとする。

3 掲出者は、広告掲出期間中において、自己の都合により広告掲出を取りやめようとする場合は、市長に佐倉市コミュニティバス広告掲出取りやめ通知書（別記様式第4号）により通知しなければならない。

4 第1項及び前項の規定により掲出者に損害が生じた場合であっても、市は一切の責任を負わないものとする。

（広告の変更）

第14条 掲出者は、広告掲出期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、佐倉市コミュニティバス広告掲出内容変更申請書（別記様式第5号）により、変更後の広告案を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、第6条第1項を準用して変更の可否を決定し、佐倉市コミュニティバス広告掲出内容変更可否決定通知書（別記様式第6号）により掲出者へ通知するものとする。

（広告掲出料の還付）

第15条 納付された広告掲出料は、還付しない。ただし、掲出者の責に帰さない理由により、広告掲出が不能となったときはこの限りでない。

2 還付する広告掲出料は、納付された広告掲出料から広告掲出した期間（1か月に満たないときは、1か月）の広告掲出料を差し引いた額を還付するものとする。

3 前項の規定により還付する広告掲出料には利子を付さないものとする。

（必要費又は有益費の請求権の放棄）

第16条 掲出者は、広告掲出の期間が満了した場合、広告掲出の決定を取消された場合、又は広告掲出を取りやめた場合において、当該広告掲出による必要費又は有益費について、市長に対してその補償を請求することができない。

（予備車運行）

第17条 常用車の点検、整備等により一時的に予備車で運行する場合にあつ

ても、掲出済みの広告物を予備車に移し替えないこととする。ただし、点検、整備等が１０日以上にわたると見込まれる場合は、この限りではない。

（補則）

第１８条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年６月２７日決裁 佐計第１２１号）

この要領は、決裁の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

ルート名	掲出箇所	掲出サイズ	箇所数 ※車両１台あたり
内郷ルート 畔田・下志津ルート	窓上ポスター	５１５mm×３６４mm B３（JIS-P0138）以下 ※光沢紙（コート紙）推奨	各５箇所
志津北側ルート			４箇所

別表第２（第７条関係）

対象者	広告掲出料※１箇所あたり
市内に事業所等を有する者	１，０００円／月
上記以外の者	１，５００円／月